

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第3条—第9条）
- 第3章 給水（第10条—第14条）
- 第4章 料金及び手数料等（第15条—第18条）
- 第5章 開発等の事前協議（第19条）
- 第6章 雑則（第20条・第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、みなかみ町水道事業給水条例（平成17年条例第207号。以下「条例」という。）第44条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の構成及び付属用具）

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、量水器ます、その他付属用具を備えなければならない。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置新設等の申込み）

第3条 条例第5条第1項に規定する給水装置の新設等の申込みは、給水装置工事申請書の提出をもって行う。

（利害関係人の同意書の提出）

第4条 条例第5条第2項の規定により管理者が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その提出者はそれぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。給水装置所有者の給水管所有者分岐同意書

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地に給水装置を設置しようとするとき。土地所有者の土地使用承諾書

(3) 前2号の規定による書類を提出できないとき。給水装置工事申込者の誓約書

（給水管及び給水用具の指定）

第5条 条例第8条の規定に基づく構造及び材料の指定は、次の基準により行う。

(1) 配水管からの取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。

- (2) 配水管からの取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - (5) 凍結、破損、浸食等を防止するための必要な措置が講ぜられていること。
 - (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適正な措置が講ぜられていること。
- 2 管理者は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。
- 3 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他必要があると認められた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合水質の保全等による責任の分界点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。

(メーターの設置位置)

第6条 条例第18条に規定する給水装置にメーターを設置する位置は、次に掲げる事項に基づき設置するものとする。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 検針及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

(メーターの設置基準)

第7条 条例第18条に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要があると認められた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

- 2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

(危険防止の措置)

第8条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、町の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

(給水管防護の措置)

第9条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結防止のため、給水管を配管するときは、露出、いんぺいにかかわらず、防寒措置を施すとともに、不凍栓を設置しなければならない。

4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

第3章 給水

(代理人又は管理人の選定届)

第10条 条例第15条又は第16条の規定による水道の使用に関する事項を処理させるための代理人又は管理人の選定及び変更の届出は、代理人・管理人選定(変更)届により行う。

(メーターの損害弁償)

第11条 水道使用者等は、自己の保管にかかるメーターを亡失又は、損傷したときは、メーター亡失(き損)届を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、条例第18条第4項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出の様式)

第12条 条例第19条各号の規定による届出は、次に定めるところによる。

(1) 給水装置の使用を開始、廃止又は中止等をしようとするときは、水道使用異動届により行う。

(2) 給水装置所有者に変更があったときは、給水装置所有者変更届により行う。

(給水装置及び水質検査の請求)

第13条 条例第23条第1項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書の提出をもって行う。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第14条 条例第43条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な

措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は（衛生行政の）長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

第4章 料金及び手数料等

(料金等の納入期限)

第15条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあつては納入通知書を発したその月の末日、その他の納入金は、別に定めのない限り納入通知書を発した日から10日以内とする。

(過誤納による精算)

第16条 水道料金（以下「料金」という。）を徴収後その料金の算定に過誤があつたときは、翌月以降の料金において精算することができる。

(使用水量及び用途の認定基準等)

第17条 条例第31条の規定による使用水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) メーターに異常があつたときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があつた期間の使用水量を認定する。
- (2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これによりがたいときは見積量による。

(料金等の軽減又は免除)

第18条 条例第37条の規定により軽減又は免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するものうち町長が認めたものに対して行う。

- (1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (2) 不可抗力による漏水に起因する料金
- (3) その他、町長が公益上その他特別の理由があると認めたもの

2 前項の規定により料金等の軽減又は免除を受けようとする者は、減免申請書を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申請があつた場合は、速やかに調査の上、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。

第5章 開発等の事前協議

第19条 条例第7条の協議は、開発給水協議書の提出をもって行う。

- 2 管理者は、前項の協議書の提出があった場合は、速やかに調査の上、その結果を当該申請者に書面により回答する。

第6章 雑則

(様式)

第20条 条例及びこの規程の施行に関し必要な様式は、別に定める。

(施行細目)

第21条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の月夜野町水道事業給水条例施行規則（昭和59年月夜野町規則）又は水上町水道給水条例施行細則（昭和35年水上町細則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。